政令第二百八十四号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十五条第一項、第四十八条第

項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

(外国為替令の一部改正)

第 一条 外国為替令 (昭和五十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外国為替及び外国貿易法 (」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

別表の五の項(三)中「セラミック又はその材料となる物質」を「セラミック粉末又はセラミック」に

改め、同項(六)を次のように改める。

(六) 削除

(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令 (昭和二十四年政令第三百七十八号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「外国為替及び外国貿易法(」の下に「昭和二十四年法律第二百二十八号。」を加える。

改める。

げる貨物 航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合を除く。 に掲げる貨物 めるものに限る。)を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の三六の項の中欄 ただし、別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六)並びに三五の四の項の中欄に掲 (同表の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定 (経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合並びに船舶又は

別表第一の四の項(五)を次のように改める。

2	1	五
ポンプ	サーボ弁	推進薬の制御装置に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの
	2 ポンプ	2 ポンプ 1 サーボ弁

別表第一の四の項

五

の次に次のように加える。

る。 造波抵抗を減少させるように設計した船舶」 別表第一の一三の項(二)の次に次のように加える。 別表第一の七の項(十二) 別表第一の五の項(十三)中「又はこれ」を削り、 別表第一の一二の項(一) (五の二) 態の監視のために必要な装置であつて、 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の制御又はその作動状 五 中「(周波数シンセサイザーを用いたものに限る。)」を削る。 2に掲げる貨物に使用することができる軸受 エアクッション船、 を削る。 「製造した」の下に「セラミック粉末又は」を加え 水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて 地上に設置されるもの

える。

別表第二の二一の三の項中「麻薬及び向精神薬取締法」

の下に「(昭和二十八年法律第十四号)」を加

別表第二の三五

の三の項の次に次のように加える。

三五の

 \bigcirc

水銀に関する水俣条約第三条1個に規定する水銀

全地域

兀 二号)第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使 用する製品 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十

附則

(施行期日)

1 この政令は、 平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第二項第二

号イ及び同項第四号ただし書の改正規定並びに同令別表第二の三五の三の項の次に次のように加える改正

規定は、 水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

			Til Me
五	<u></u>		別 (趣旨) 第一条 選 第一条 選 第一条 選 第一条 選 第二章 こ 第二章 こ 第二章 こ
(二) ・ (二) (略) (三) セラミック粉末又はセラミックの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一、経済産業省令で定めるもの((一を除く。)	(略)	技	表(第十七条関係) 改 正 案
(二) (略) (エ) (略) (エ) (略)		術	一の規定による報外国貿易法(昭和 条
略)	略)	外国	6 3 引又は行為に関 で 第三章及び の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	1	I	別第のそう一の
五	一 5 匹		(趣旨) (趣旨) (趣旨) (趣旨) その他の取引又 その他の取引又 その世の取引又
 (二)・(二)・(二)・(当) (三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの(四)・(五) (略) (四)・(五) (略) (四)・(二) (略) 	(略)	技	ス
(二) (略) (二) (略) (五) (略) (五) (略) (五) (略) (五) (略)		術	告等に関し必要な事項等を定めるものとする。 は行為に係る管理又は調整並びに法第六章の二 は、外国為替及び外国貿易法(以下「法」とい の二
(6 略)	(略)	外国	の 第六章 本 章本 取引 こ

六 六 ~ 一	
(略)	(七) • (八) (略)
(略)	

六 六 ~ 一	
(略)	(七)・ (八) (略) 除く。) に掲げるものを
(略)	

三(略)	ロ・ハ (略)	、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては)並びに三五の四及び三六の項の中欄に掲げる貨物(同表	イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六	次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。	二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、	一 (略)	欄に掲げる貨物については、この限りでない。	、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中	2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし	第四条 (略)	(特例)	2 (略)	とする輸出とする。	、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地	で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は	八号。以下「法」という。)第四十八条第一項に規定する政令		(輸出の許可)	改正案	
三(略)	ロ・ハ (略)	臣が告示で定めるものに限る。)	項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、経済産業大)並びに三六の項の中欄に掲げる貨物(同表の三五の三の	イ 別表第二の一の項の中欄、三五の三の項(一)及び(六	次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。	二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、	一 (略)	欄に掲げる貨物については、この限りでない。	、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中	2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし	第四条 (略)	(特例)	2 (略)		下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。	特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表	八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする	外国	(輸出の許可)	現行	

兀 が同 又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を で定めるものを除く。 る貨物にあ に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して に掲げる貨物 三五の三の 輸出しようとするとき。ただし、 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、 を輸出しようとする場合 表の三六の項の中欄に掲げる貨物 つては、 項 同 表の三五 経済産業大臣が告示で定めるものに限る 及び を輸出しようとする場合並びに船舶 の 三 子) \mathcal{O} 時的に入国して出国する者 項 並びに三五の四の項の中欄 別表第二の一 (経済産業大臣が告示 及び (六) の項の中欄 同表下欄 に掲げ

.向地として輸出しようとする場合を除く

3 • 4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係

四	の <u> </u>	
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	(餡)	貨物
(略)	(略)	地 域

兀 る場合、 及び 船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二並びに三五の三の 経済産業大臣が告示で定めるものに限る。 欄並びに三五の三の項 済産業大臣が告示で定めるものに限る。 三五の三の項 並 に掲げる貨物を本人が携帯し、又は税関に申告の上別送して する場合を除く 定めるものに限る。 が告示で定めるものを除く。 の三五の三の項(一)及び(六)に掲げる貨物にあつては、 びに三五の三の項 輸出しようとするとき。 別表第六上欄に掲げる者が本邦から出国する際、 (六) 及び 時的に入国して出国する者が同 に掲げる貨物にあ 子) に掲げる貨物 及び を北朝鮮を仕向地として輸出しようと (六) 及び ただし、 及び つては、 を輸出しようとする場合及び に掲げる貨物にあ (六) (同表の三 (六) 別 に掲げる貨物 経済産業大臣が告示で 表第二の に掲げる貨物 五. 表の三六の を輸出し の = (経済産業大臣 <u>ー</u>の \mathcal{O} つては、 項 ようとす 項の中欄 同表下欄 (同表の 項の中 (同表 項

3 · 4 (略)

別表第一(第一条、第四条関係)

四	<i>⊙</i> − Ξ	
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	(略)	貨物
(略)	(略)	地域

t	六	五.	
(十二) 信号発生器(一)~(十一) (略)で定める仕様のものをのものがに掲げる貨物であつて、経済産業省令	(略)	(十四) ~ (十九) (略)(十四) ~ (十九) (略)(十四) ~ (十二) (略)(十二) (略)(十二) (略)(十二) (略)(十二) (略)(十四) ~ (十九) (略)	(二) ~ (四) (略) (二) ~ (四) (略) (五) 推進薬の制御装置に用いられる 貨物であつて、次に掲げるもの コ サーボ弁 コ サーボ弁 コ ガスタービン 用することができる軸受 用することができる軸受
(略)	(略)	略	
七	六	五	
イザーを用いたものに限る。)(一) ~ (十一) (略)(十二) 信号発生器 (周波数シンセサで定める仕様のもの次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	(略)	(十四) ~ (十九) (略)(十三) チタンのほう化物又はこれを(十三) チタンのほう化物又はこれを用いて製造したセラミックの半製品 若しくは一次製品 若しくは一次製品	(二) ~ (四) (略) (二) ~ (四) (略) (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸 (新設)
セサー		प ४ म	型 し 直

一一六四	一 三		一八 5 一
(略)	次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げる ものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (二の二) 人工衛星その他の宇宙開発 用の飛しょう体の制御又はその作動 状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置されるもの	(二)~(十) (略) (二)~(十) (略)	(略) (十三) ~ (二十二) (略)
(略)	(略)	(略)	略)
一一 六 四			- 八 <u>5</u>
(略)	(三) ~ (五) (略) (三) ~ (五) (略) (三) ~ (五) (略) (三) ~ (五) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによつて造波抵抗を減少させるように設計した船舶(一及び一五の項うに設計した船舶(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	(格) (十三) ~ (二十二) (略)
	条省 省 行 る	の る る 、 省 項 よ こ 水 令	

					11日
四三五の	三三二の	三 <u>-</u> の	の ら 三 三		別表第二 (
(一) 水銀に関する水俣条約第三条1 (二) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品	(略)	産業省令で定めるもの産業省令で定めるもの法律第十四号)第二条第七号に規定する法律第十四号)第二条第七号に規定する	(略)	貨物	別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)
全 地 域	略	(略)	(略)	地域	
÷r	三三二の	= <u>-</u> 			別表第二
新	0) \	\mathcal{O}			
(新設)	の } (略)	して経済産業省令で定めるもの 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	() () ()	貨物	別表第二(第二条、第四条、第十一条関係)

四五 (略) (略)

四三五六~

(略)

略)